

○災害時におけるレンタル機材及び資材の提供に関する協定書

大洲市（以下「甲」という。）と株式会社大井産業（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材及び資材の提供に関して、次の通り協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大洲市内に地震、津波、風水害等の災害が発生若しくは発生する恐れのある場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に応じ、乙が保有する発電機、水中ポンプ、照明機器、その他のレンタル機材及び資材（以下「資機材」という。）を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において資機材を要すると判断したときは、乙に対し、資機材提供要請書（様式第1号）により、資機材の提供について要請することが出来る。ただし、緊急を要する時は、電話等による口頭又はその他の方法により要請することができるものとし、要請書は、後日提出するものとする。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた時は、資機材の優先的な提供及び運搬による協力を可能な限り行うものとする。

2 乙は、前項の協力的に対応するため、保有資機材の供給可能な体制を保持するものとする。（資機材引き渡し）

第4条 資機材の引き渡し場所は、甲乙協議のうえ決定するものとし、甲は、当該引き渡し場所に職員又は甲が指定する者を派遣し、資機材を確認のうえ、引き渡しを受けるものとする。

2 乙は、甲から第2条に規定する要請を受け、資機材の提供を実施したときは、資機材提供報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙が提供した資機材の対価及び乙が行った運搬に係る費用について負担するものとする。

2 資機材の対価及び運搬にかかる費用は、災害時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（連絡窓口）

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては、大洲市総務部危機管理課とし、乙においては、株式会社大井産業四国営業部とする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し定めておくものとする。

（協議事項）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議し定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれからも協定解消の申し出がない場合は、協定期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

2 前項の解消の申し出は、30日前までに相手方に文書で申し出るものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各自記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和6年11月20日

甲 愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市
市長 二宮隆久

乙 愛媛県大洲市富士271番地5
株式会社大井産業
代表取締役 橋爪正一

年 月 日

大洲市長

「災害時におけるレンタル機材及び資材の提供に関する協定書」第2条第1項の規定に基づき、
下記のとおり提供を要請します。

記

[illegible]

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

大洲市長 様

株式会社大井産業
代表取締役

資機材提供報告書

「災害時におけるレンタル機材及び資材の提供に関する協定書」第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり履行内容を報告します。

記

[illegible]